



# ずっと固定金利の安心 【フラット35】

《平成28年3月号》

## 【お知らせ】

お役立ち情報を  
掲載しております。



(融資率が9割以下の場合)

## 今月の【フラット35】の金利は

# 史上最低金利 (※) ! !

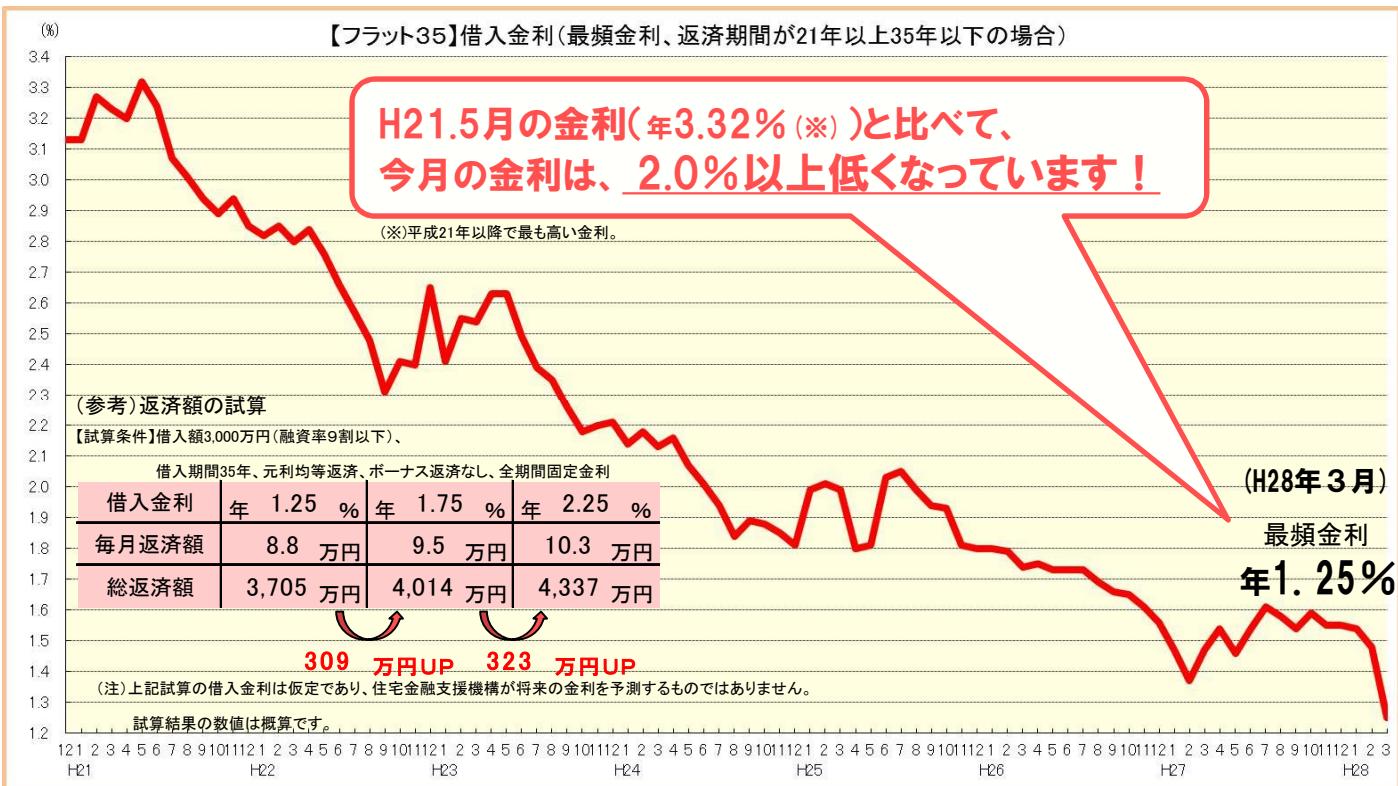


(※)史上最低金利とは、取扱金融機関が提供する金利のうち融資率が9割以下の場合の最低金利(取扱金融機関が提供する最も低い金利)、最頻金利(取扱金融機関が提供する最も多い金利)及び最高金利(取扱金融機関が提供する最も高い金利)が、いずれも平成15年10月以降で最も低いことを表しています。

～返済期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下の場合～

【フラット35】の最頻金利 年1.25%

最低金利 年1.25%  
最高金利 年1.88%



平成28年3月の 【フラット35】 借入金利	返済期間	融資率9割以下			融資率9割超		
		最頻金利	最低金利～最高金利		最頻金利	最低金利～最高金利	
	20年以下	年 1.02 %	年 1.02 ~ 1.65 %		年 1.46 %	年 1.46 ~ 2.14 %	
	21年以上35年以下	年 1.25 %	年 1.25 ~ 1.88 %		年 1.69 %	年 1.69 ~ 2.32 %	

(注)・融資率とは建築費・購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。

・【フラット35】Sによる金利引下げ前の金利です（【フラット35】Sによる金利引下げ後の金利ではありません。）

【フラット35】の借入金利は、申込時ではなく、資金受取時の金利となります。なお、金利は毎月見直しを行います。



## 住宅金融支援機構 Japan Housing Finance Agency

## 〈フラット35サイト〉

[www.flat35.com](http://www.flat35.com)

### お察さまコードヤンタ

八〇一 フラット35

1999.08.08

Job 60-35

年末年始を除き 十

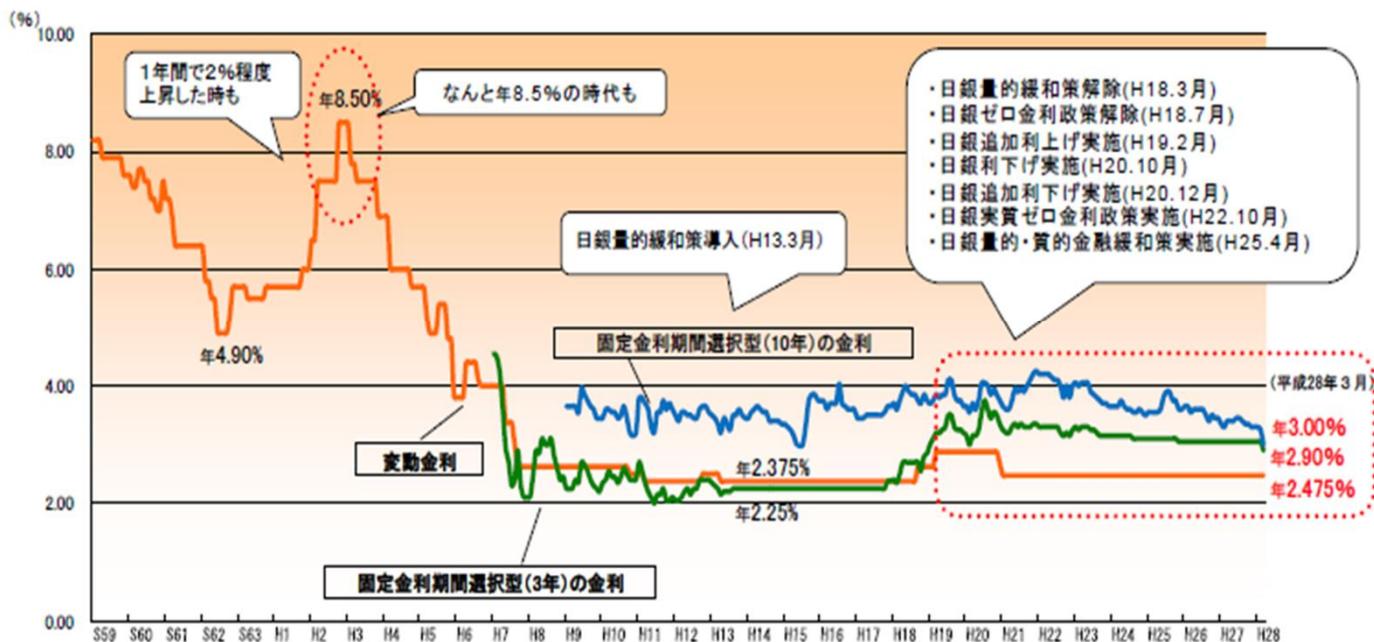
らの国際電話など)

048-615-0

0120-0860-35 (通話無料)

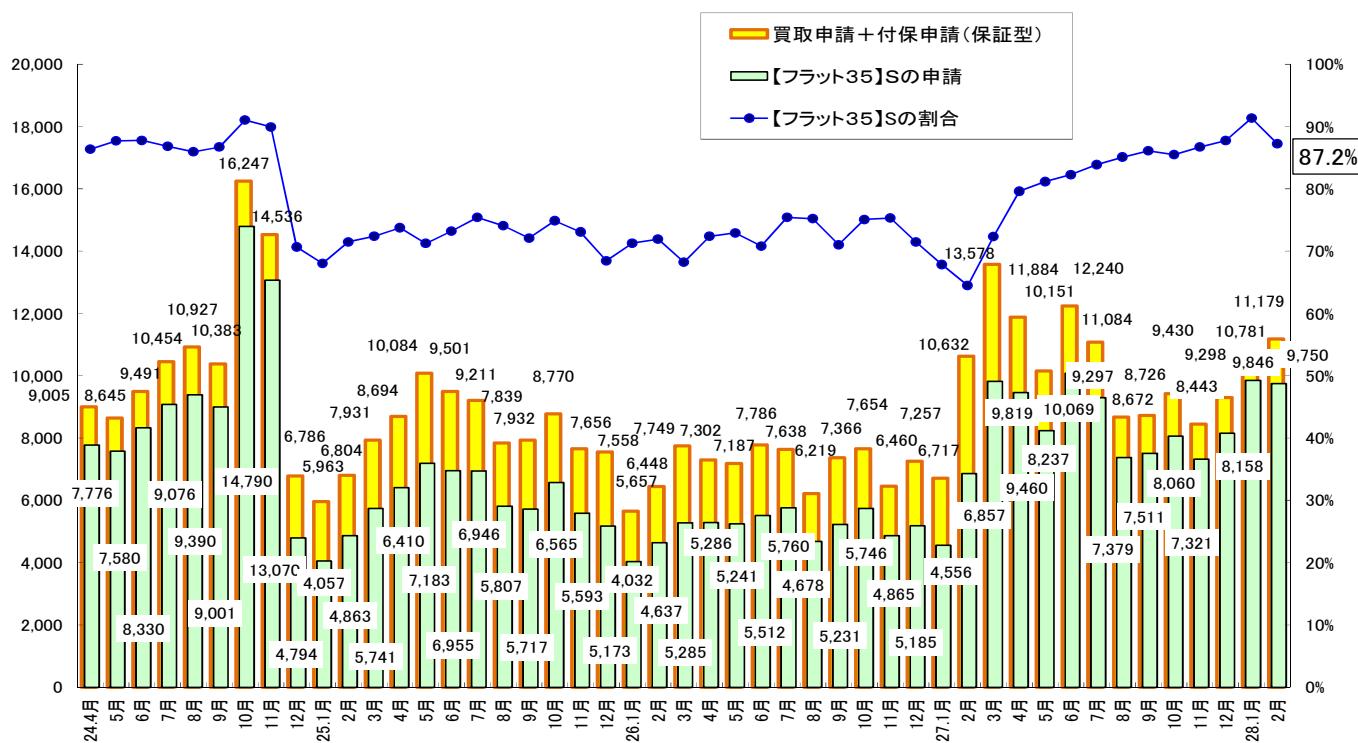
営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、**土日**も営業しています。)  
ご利用いただけない場合(PHS、海外からの国際電話など)は、次の番号へおかけください  
(通話料金がかかります) **048-615-0420**

## 民間金融機関の住宅ローン金利推移(変動金利等)



(注)・主要都市銀行のホームページ等により集計した金利(中央値)を掲載しています。なお、「変動金利」は昭和59年以降、「固定金利期間選択型(3年の金利)」は平成7年以降、「固定金利期間選択型(10年の金利)」は平成9年以降のデータを掲載しています。  
 ・このグラフは、住宅金融支援機構が各種資料を基にまとめたものであり、将来の金利予測ではありません。

## 【フラット35】の申請件数(平成28年2月速報値)



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客様のご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価格(非住宅部分を除く)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客様負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)に応じて、借入金利が異なります。融資金利は取扱金融機関により異なります。●最長35年の返済が可能ですが、ただし、お客様の年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。併せて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客様負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客様負担となります。●借入対象となる住宅に、火災保険(任意の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます。火災保険料は、お客様負担となります。●万一の場合に備え、機構団体信用生命保険特約制度への加入をお勧めしています。特約料はお客様負担となります。また、健康状態等により、加入できない場合があります。●【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。●借換のための【フラット35(買取型)】をお申込みされる方は、融資率が9割を超える場合でも、融資率が9割以下の金利が適用されます。●取扱金融機関の融資金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト([www.flat35.com](http://www.flat35.com))でご確認ください。●説明書(パンフレット等)及び申込書は、各取扱金融機関で入手できます。